

小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 3 9 号

小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例

小牧市市立学校設置条例（昭和３９年小牧市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

別表小牧市立第一幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例（令和８年小牧市条例第３２号）の施行の日から施行する。